

指定緊急避難場所と指定避難所について

1. 指定緊急避難場所の指定(法第49条の4)

市長村長は、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象ごとに指定緊急避難場所として指定しなければならない

・政令(第20条の4)で定める異常な現象の種類

①洪水 ②崖崩れ・土石流及び地滑り、③高潮、④地震、⑤津波、⑥大規模な火事

2. 指定避難所の指定(法第49条の7)

市長村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない

・避難所とは

避難のため立退を行った居住者を避難のため、必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民を一時的に滞在させる施設

3. 指定緊急避難場所と指定避難所との関係(法第49条の8)

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

4. 笠岡市の指定状況

指定緊急避難場所と指定避難所は各69施設で、全ての施設は兼ねている

【金浦地区内の笠岡市指定の現状(笠岡市総合ハザードマップR3. 1から)】

| 施設名 | 収容人数 | 異常な現象の種類と適用 | | | | | 開設状況 |
|--------|-------|-------------|-----|-------|-----|-----|------|
| | | ①地震 | ②津波 | ③土砂災害 | ④洪水 | ⑤高潮 | |
| 金浦小学校 | 3000 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |
| 金浦中学校 | 11701 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 8年前 |
| 金浦公民館 | 104 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| ようすな会館 | 33 | × | × | ○ | ○ | × | × |
| 総合体育館 | 9254 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |

※収容人数は校舎部、体育館、避難用地の合計

<主な課題>

- ・金浦公民館(海拔3.2m):高潮×→○ ・小・中学校はH30.7豪雨で浸水:洪水○→×
- ・「土砂災害」は、異常な現象ではない→「崩れ・土石流」
- ・金浦中学校は約8年前に開設、以降なし→現在、中央公民館が「自主避難所」
- ・指定緊急避難場所の開設なし

5. 笠岡市の住民周知状況

- (1)HP・・・指定避難所(一次避難所)と福祉避難所(二次避難所)の定義と一覧
- (2)笠岡市総合ハザードマップ(R3.1版)・・・指定避難所等一覧

